ベンチャー・フィランソロピーと社会的インパクト投資の促進に向けて

2017年4月27日

Hello, Future!

新経済連盟

Japan Association of New Economy

目　次

1. 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2. ベンチャー・フィランソロピー等を促進していく上での個別的課題及び提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

3. 機運醸成のための海外の参考事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

4. 課題が解決されることによる経済的効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

要　約

- 日本では公益性の高い資金は短期・単発のものが中心であり、中長期的に社会的企業の成長を支援していく資金・経営支援（ベンチャー・フィランソロピーや社会的インパクト投資）が乏しい*。こうした現状を解決し、社会的企業による社会的課題の解決を促進していくべき

＊ 前者が7,000億円以上であるのに対し、ベンチャー・フィランソロピーは数億円、社会的インパクト投資も300億円余りのオーダー

＊ ベンチャー・フィランソロピー：実施団体（公益財団等）が、非営利組織や社会的企業に対し、中長期にわたって資金提供と経営支援を行うことにより、社会的課題の解決を加速させていくモデル

＊ 社会的インパクト投資：経済的リターンだけでなく、中長期的視点を持って、社会的な課題の解決を意図して行われる投資

- 具体的には、以下のような個別の課題に対し、以下のとおり提言
  - ベンチャー・フィランソロピーが公益法人制度上の「公益目的事業」として認められるための要件が不明確
    ⇒提言１：ベンチャー・フィランソロピーについて、公益認定がなされるための要件を明確化
  - 公益法人の収支相償原則等により、中長期的・弾力的な資金支援が困難
    ⇒提言２：収支相償原則の、事前規制的手法から事後規制的手法への転換
  - ベンチャー・フィランソロピーで本質的な経営支援を行う人材や、ベンチャー・フィランソロピーの仕組みを理解した寄附が不十分
    ⇒提言３：ベンチャー・フィランソロピーの手法及び効果に対する理解の促進

要　約（つづき）

- 資金の受け手の法人格により制約が存在する資金供給形態が存在。他方、高い社会的インパクトを生んでいる株式会社等にも、何らかのメリットが伴う認証等の制度が検討されるべき
  ⇒提言４：法人格により資金供給形態に制約が生じることのないような関連制度の見直し

- 資金の受け手が生む社会的インパクトについての情報集約・提供等が不十分であり、真に必要な主体への資金供給も不十分
  ⇒提言５：社会的インパクトの適切な評価、評価結果に係る情報集約、資金の出し手への適切な情報提供の推進

● 提言趣旨を実現していくためには、政府全体として施策を検討する体制作りも必要

● 課題の解決により、日本のベンチャー・フィランソロピー等の市場規模が欧米並みとなった場合、以下の効果が見込まれる
  - ベンチャー・フィランソロピー等の市場規模は年間約730億円拡大
  - 社会的インパクト投資の市場規模は年間約3,920億円拡大
  - 社会的事業の市場規模は年間約8.7兆円拡大

１．現状と課題

現状及び課題について①

◆ 日本では、公益性の高い資金は短期のもの（公募ベース・単発の助成金 等）が中心であり、中長期のもの（特に経営支援を伴うベンチャー・フィランソロピー）については極めて少ない状況

◆ 従来型の公募ベース・単発の助成金等についても、研究の促進や市民活動の促進、育英奨学等で大きな役割を果たしてきたところであるが、そうした短期的資金と中長期資金（及びそれに伴う経営支援）とでは自ずから果たす役割が異なり、両者は共に必要

中長期的資金（及びそれに伴う経営支援）の果たす役割
⇒ソーシャル・アントレプレナーシップの促進

中長期的な資金供給を行う（更にはベンチャー・フィランソロピーの手法により並行した経営支援を行う）ことにより、以下のようなメリットが期待

① 特にスタートアップ期やアーリーステージにある、公益性の高い事業の担い手をエンパワーメントし、持続可能なビジネス（ソーシャル・ビジネス）として自立

② このようにして自立した担い手により、イノベーティブかつ効果的な手法を用いた、社会的課題の新たなソリューションを提供

現状及び課題について②

◆ 日本でベンチャー・フィランソロピー等の中長期的公益資金が乏しい背景には、制度的課題（公益法人制度）を含む様々な課題（詳細はp.21以降を参照）があり、また、寄附者・投資家にとって、その供給する資金が社会にどう役立っているか（資金の受け手がどのような役割を果たしているか）分かりにくい状況

◆ 他方、日本には古くから地域コミュニティにおける相互扶助の精神が根付いており、また、従来型の助成金等も大きな役割を果たしてきた実績があることから、

- ソーシャル・ビジネスへスムーズに中長期資金が流れる仕組みを構築する、
- 寄附者・投資家の資金が社会の役に立っている実感が持てるようにする

ことで、成功した企業家等のみならず、既存の財団等や地域の篤志家等も含めた幅広い主体が中長期的公益資金を供給しやすくなり、社会的課題の解決に大きく寄与する余地

◆ さらに、このことにより、広い意味での寄附文化がさらに醸成されることが期待

様々な主体による様々な公益的資金の供給手段が実現
寄附・投資⇒社会的課題解決の好循環が実現

※「日本再興戦略2016－第４次産業革命に向けて－」（2016.6.2閣議決定）においては、「我が国に馴染む」フィランソロピーの在り方について検討することとされている。

ベンチャー・フィランソロピー等に関する資金の全体像①

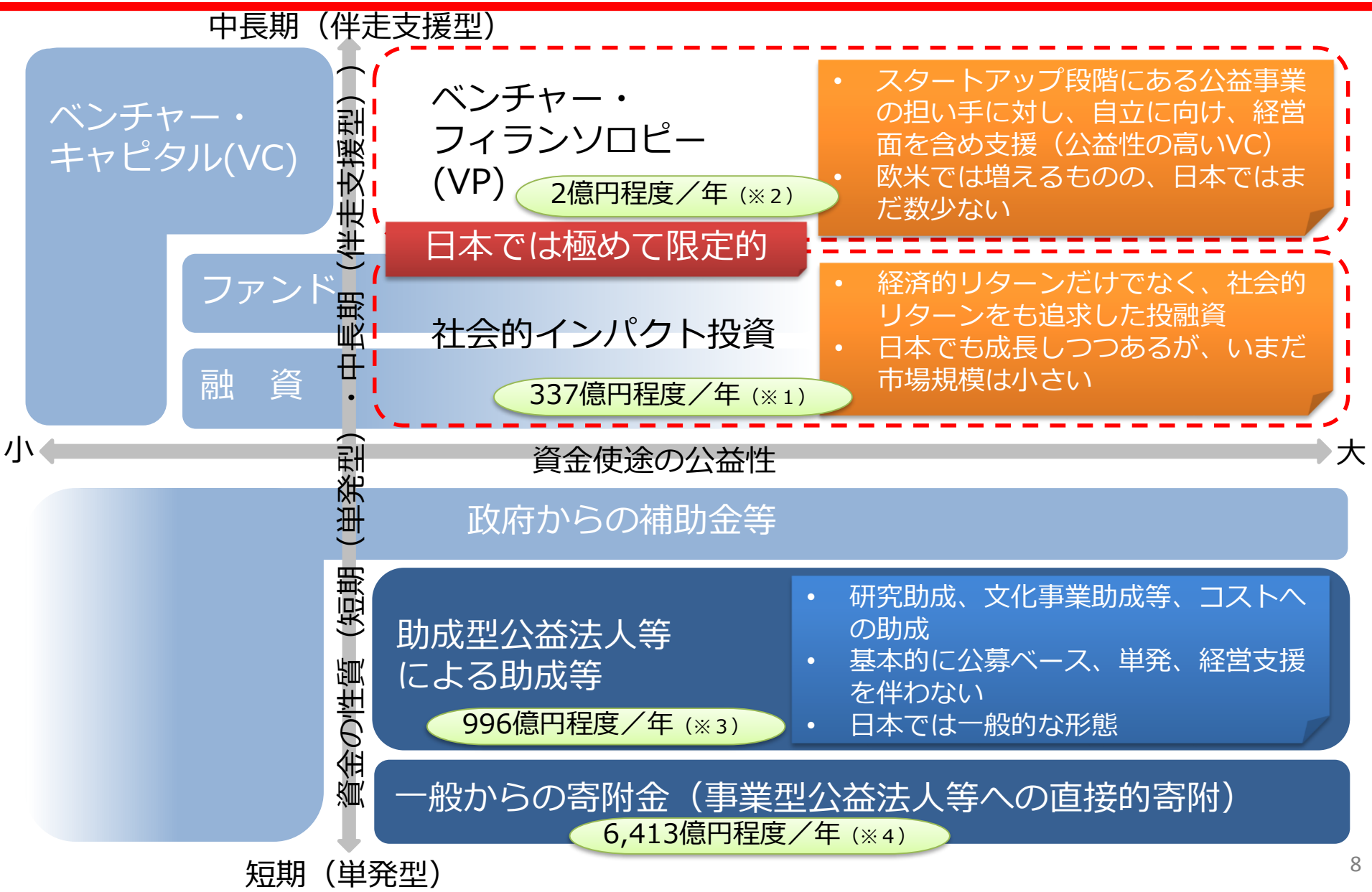

ベンチャー・フィランソロピー等に関する資金の全体像②

※１　社会的インパクト投資市場規模の積上げ推計（2016年）
出典：「日本における社会的インパクト投資の現状2016」G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会

※２　出典：「日本における社会的インパクト投資の現状2016」G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会
（本書において、2014年当時の社会的インパクト投資市場規模額からベンチャー・フィランソロピー相当分を控除するに当たり、控除額を1.8億円としていることから、この額を引用した。）

※３　出典：「日本の助成財団の現状－2015年度調査結果」公益財団法人助成財団センター
（http://www.jfc.or.jp/bunseki/bunseki-top/）

※４　個人寄附総額推計7,409億円（2014年）－※３の数字
出典：「寄付白書2015」日本ファンドレイジング協会

（参考）日本における従来型の助成

- 日本における助成財団による助成事業費総額は、約996億円（2014年度）
  - ✓ 各助成財団の行う助成事業等（2,065件）のうち、公募によるものは93%
  - ✓ 事業形態として多いものは、研究関連の助成38%*、文化・福祉・市民活動等の諸事業に対する助成24%、育英奨学22%
  - ✓ 事業分野別で多いものは、教育25%（うち奨学金18%）、科学・技術19%、医療・保健11%

    ＊ 構成割合は延べ事業数（事業によっては複数の形態や分野に該当）に対するもの（以下同じ）

事業形態別プログラム数

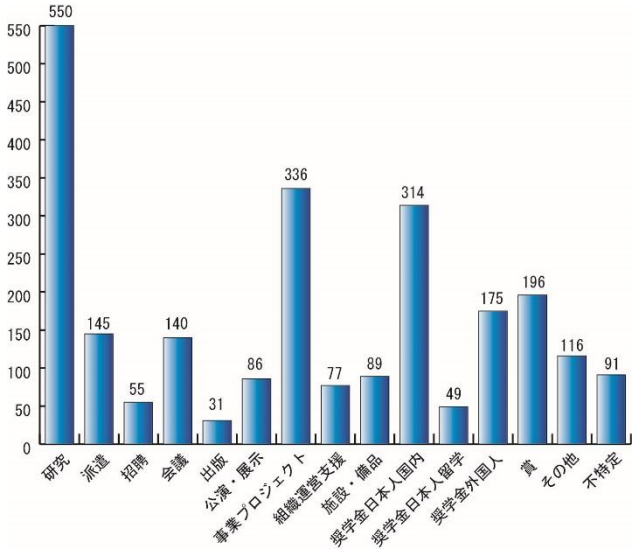

事業分野別プログラム数

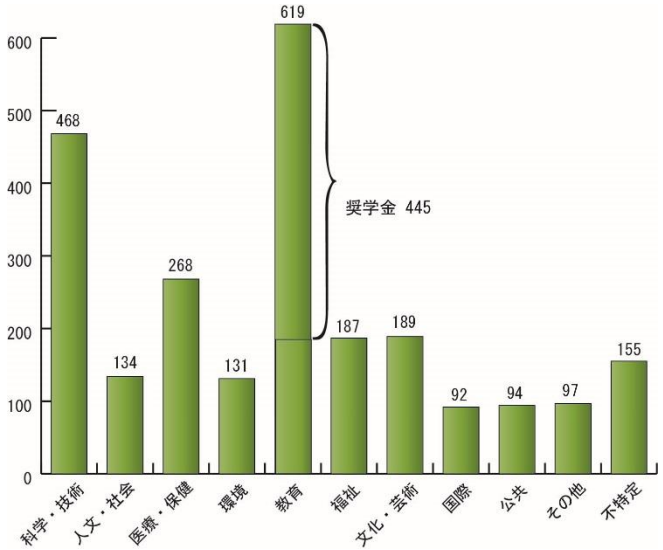

（出典：「日本の助成財団の現状－2015年度調査結果」公益財団法人助成財団センター（http://www.jfc.or.jp/bunseki/bunseki-top/））

（参考）ベンチャー・フィランソロピーについて

ベンチャー・フィランソロピーとは…

「成長性の高い非営利組織や社会的企業に対し中長期に亘り資金提供と経営支援を行うことで事業の成長を促し、社会課題解決を加速させるモデルです。1990年代に米国西海岸で始まり、ベンチャーキャピタル等による企業投資の哲学や手法を取り入れて発達してきました。」

（出典：日本ベンチャーフィランソロピー基金ウェブサイト（http://www.jvpf.jp/index.html））

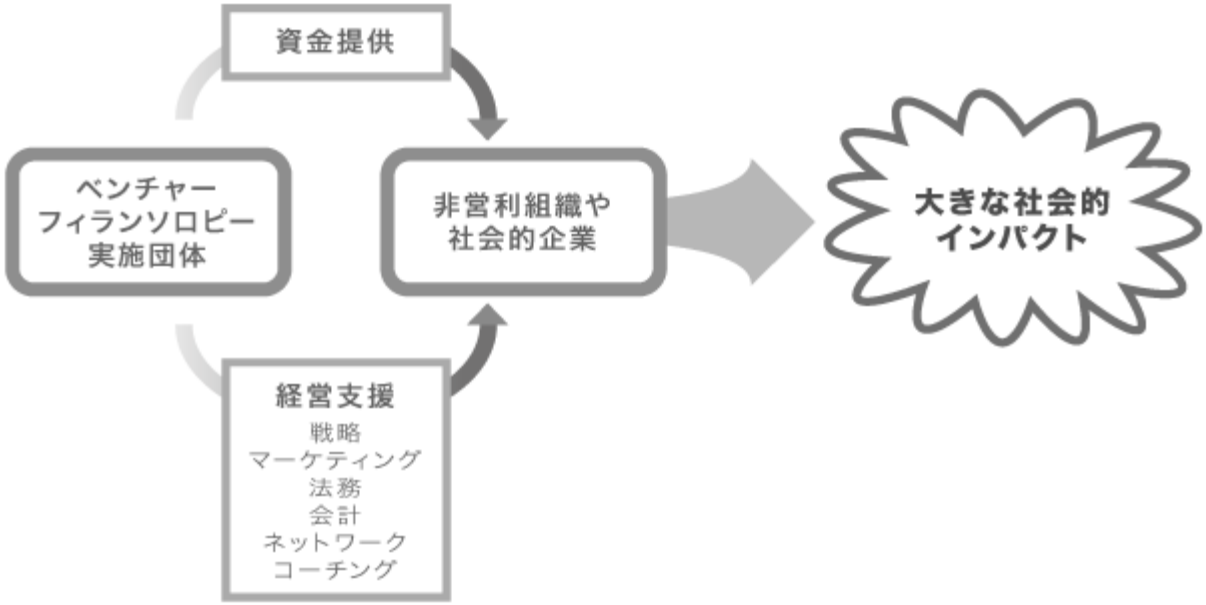

（参考）ベンチャー・フィランソロピーの事例①

①典型的な事例：New Profit（米国）

- 1998年の設立以後、44の団体に対し1億2千万ドル以上（約132億円以上）の支援を実施
- 支援分野：
  ・教育　・幼児の成長支援　・貧困者等への経済支援　・公衆衛生
- 支援先への資金支援は複数年にわたる使途制限のない助成等により実施。また、経営支援に当たっては、Deloitte等がパートナーとして参画
- 役員18名、スタッフ59名
- 支援の具体的成果（例）：
  - ✓ 地域の貧困層に対し、医療だけでなく、健康のための様々なサービス（食料、ヒーティング等）を総合的に提供するHealth Leadsは、支援の結果、5倍以上の規模に成長

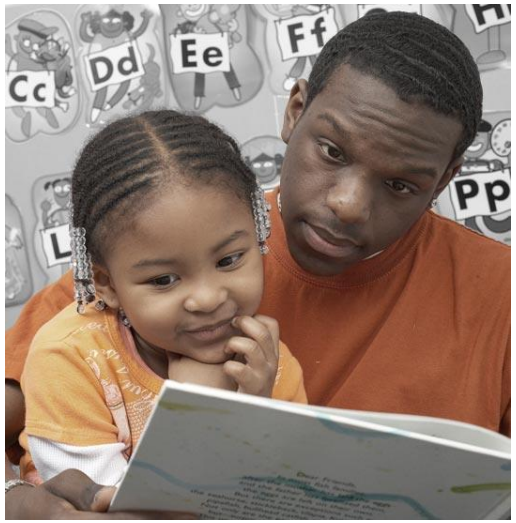

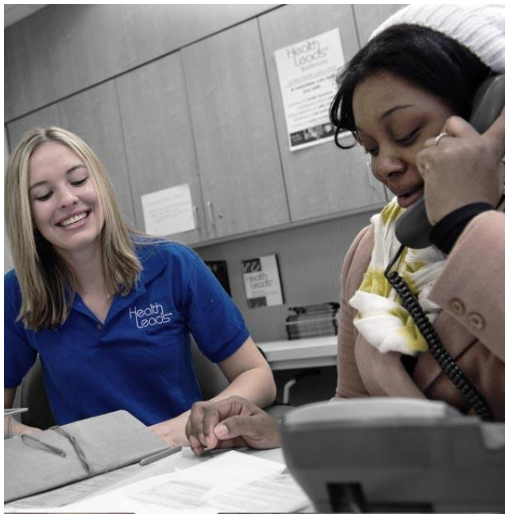

（出典：New Profitウェブサイト（http://www.newprofit.org/）を基に作成）

（参考）ベンチャー・フィランソロピーの事例②

②典型的な事例：Impetus Trust（英国）

- 2002年設立
- 役員8名、スタッフ13名　⇒投資先リサーチ、投資先経営支援
- 支援実績23件、支援総額592万ポンド（約8.3億円）
- 支援期間は1件当たり4～6年程度（あらかじめ設定されたマイルストーンが達成できなければ支援が打ち切られる仕組み）
- 支援先の例：
  - ✓ 貧困家庭の小中学生等を対象とした長期的学習支援
  - ✓ 若者、犯罪経験者、薬物乱用者等を対象にした教育プログラム・トレーニング

（出典：「成果志向の社会貢献活動～注目されるベンチャーフィランソロピー～」三菱UFJリサーチ＆コンサルティング、2012年1月を基に作成）

（出典：Impetus Trustウェブサイト（http://www.impetus-pef.org.uk/））

（参考）ベンチャー・フィランソロピーの事例③

③日本での先進的な事例：日本ベンチャー・フィランソロピー基金

- 2013年設立（日本で初の本格的ベンチャー・フィランソロピー実施団体）
- 日本財団内に基金を設置し、日本財団とソーシャル・インベストメント・パートナーズが共同で運営
- 支援実績4件、支援総額1億1千万円
- 支援期間は1件当たり3年程度（あらかじめ設定されたマイルストーンが達成できなければ支援が打ち切られる仕組み）
- 支援先の例：
  - ✓ 地域・企業の人材を市民先生として放課後の小学校に派遣するNPO
  - ✓ 友人・知人同士で子育てを共助する「子育てシェア」を行う株式会社

（出典：日本ベンチャー・フィランソロピー基金ウェブサイト（http://www.jvpf.jp/index.html）等を基に作成）

（参考）社会的インパクト投資について

社会的インパクト投資とは…

「中長期的な視点を持って社会的および環境的な社会課題解決を意図する投資であり、財務的リターンを優先するいわゆる営利事業として参入が困難な領域に対して行われることが多い。…2000年にイギリスのロナルド・コーエン卿が率いた社会的投資タスクフォースが設立されたこと…により、イギリスを中心とした社会的投資の市場拡大に向けた様々な財団・団体・企業などが新しく立ち上がり、活動が広がっていった。」

（出典：「日本における社会的インパクト投資の現状2016」G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会、2016年９月）

（参考）社会的インパクト投資の事例①

①典型的な事例：Bridges VenturesのSustainable Growth Funds（英国）

- 2002年設置
- ヘルスケア、教育等の分野において、社会的、環境的価値を積極的に生み出す主体に対し投資
- 支援対象1件当たり2百万～2千万ポンド（約2.8億円～28億円）を支援
- 支援が終了済みの対象は10、1.6倍から22倍のリターン

（出典：Bridges Venturesウェブサイト（http://bridgesventures.com/）を基に作成）

支援先の例

	Orla Healthcare	Qbic	The Vet	Alina Homecare	Wholebake	The Hub Pharmacy	Viva Gym
Sector:	Healthcare Services	Leisure	Pet Care	Healthcare Services	Consumer	Healthcare Services	Health & Fitness
Description:	Medically-led hospital care in the home	Design-led value for money hotel	Value for money veterinary services	Domiciliary services	Healthy snack food manufacturer	Pharmacy group	Low-cost gyms
Date of Investment:	Apr-12	Jun-12	Feb-13	Apr-14	Jul-14	Jun-15	Sep-15
Stage:	Start-Up	Start-Up	Start-Up	Growth Capital	Replacement and Growth Capital	Growth Capital	Growth Capital

（参考）社会的インパクト投資の事例②

②日本の先進的な事例：社会的インパクト投資ファンド「KIBOW」

- 2015年設置（任意組合）
- 高齢者福祉、若年者教育、子育て支援、地域振興、貧困問題対策等、社的課題の解決に寄与する企業家に対し投資
- コミットメント総額5億円
- 現在の支援先：
  - ✓ 東日本大震災の被災地で高齢者向け宅食・介護サービス等を行う株式会社

（出典：KIBOWウェブサイト（http://kibowproject.jp/）等を基に作成）

KIBOW

Rainbow of Hope
Connecting Japan and the World

（参考）ベンチャー・フィランソロピーと社会的インパクト投資の違い

ベンチャー・フィランソロピーも社会的インパクト投資も、社会的課題の解決を意図し、中長期的な視点を持って行われる社会的事業への支援であるが、以下のような違い

- ✓ ベンチャー・フィランソロピーは、寄附などリターンを求めない資金が、いったん実施団体に集約。実施団体から社会的企業への資金支援は、必ず経営支援とセット。実施団体は、支援先の「目利き」を実施
- ✓ 社会的インパクト投資では、投資家に経済的リターンが返る仕組み。中間支援組織等が行う経営支援とセットの場合もある

⇒ベンチャー・フィランソロピーは原資が寄附のため、比較的経済的リスクの高い案件やスタートアップ期の社会的企業に適合。両者は相互補完的関係

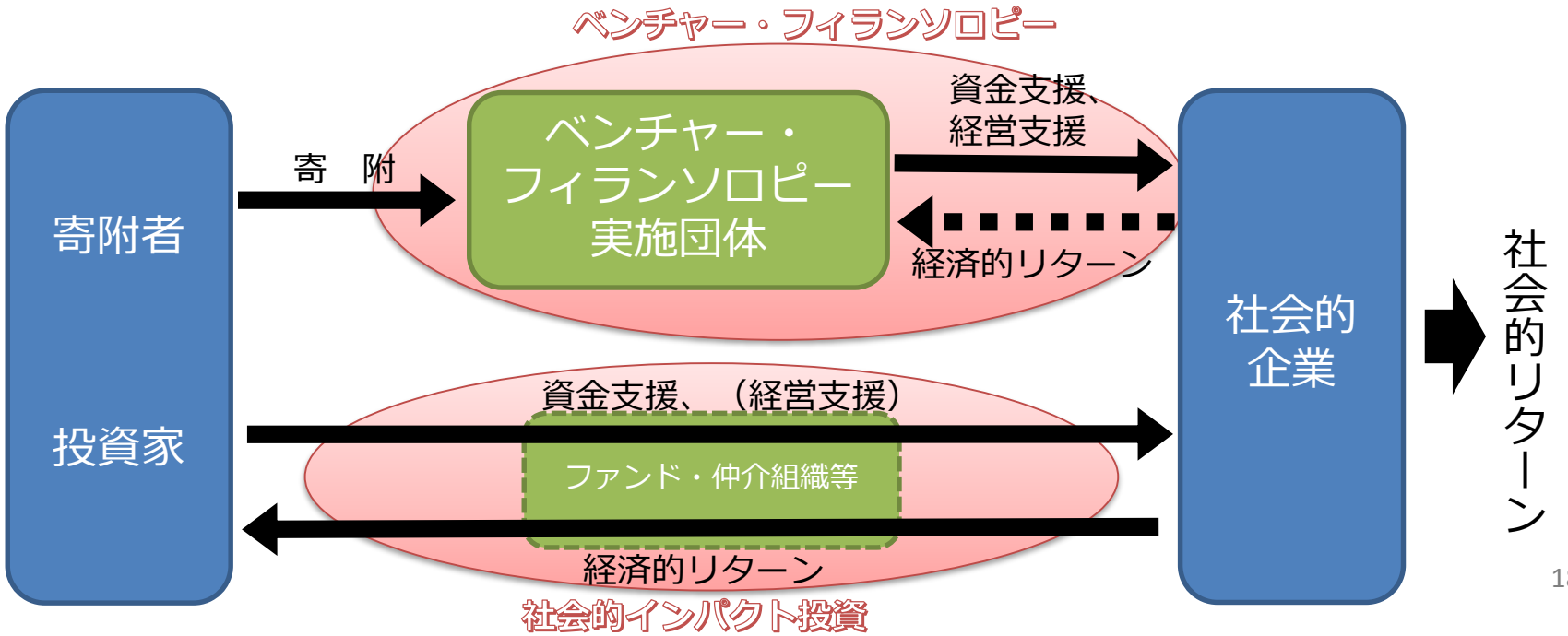

（参考）社会的事業により改善が期待できる社会的課題

- 社会的事業により改善が期待できる社会的課題として、
  - ・高齢者・障がい者介護、福祉等
  - ・地域経済・地場産業の衰退
  - ・子供の貧困対策
  - ・人口減少・流出、空家対策
  - ・伝統的建築物・伝統文化の保存・継承
  - ・生物多様性・環境保全

  等、様々なものが挙げられている

NPO・社会的事業によって改善が期待できる社会課題（地方自治体へのアンケート結果）

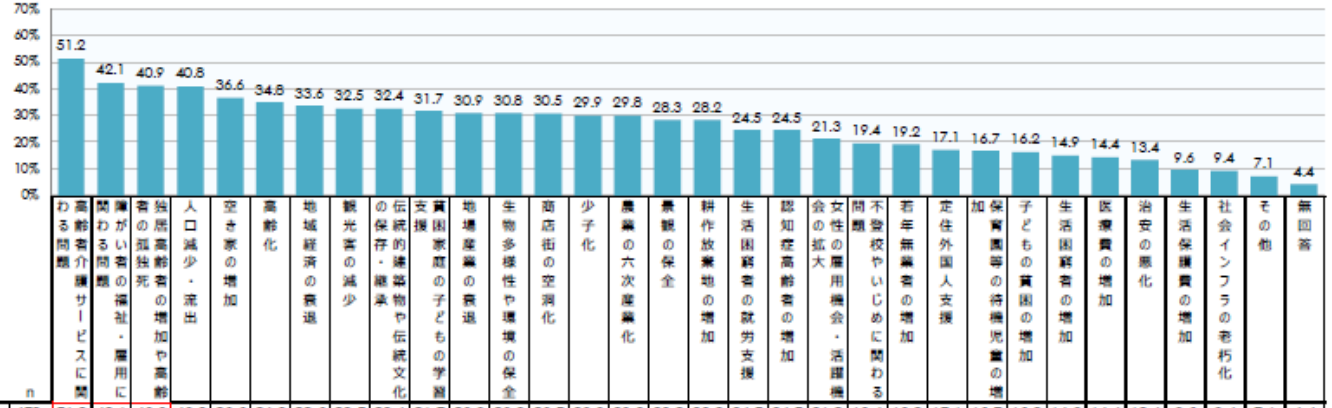

全体値 +10pt以上
全体値 +5pt以上
全体値 -5pt以下
全体値 -10pt以下

		n	高齢者介護サービスに関わる問題	障がい者の福祉・雇用に関わる問題	独居高齢者の孤独死の増加や高齢	人口減少・流出	空き家の増加	高齢化	地域経済の衰退	観光客の減少	伝統的建築物や伝統文化の保存・継承	貧困家庭の子どもの学習支援	地場産業の衰退	生物多様性や環境の保全	商店街の空洞化	少子化	農業の六次産業化	景観の保全	耕作放棄地の増加	生活困窮者の就労支援	認知症高齢者の増加	女性の雇用機会・活躍機会の拡大	不登校やいじめに関わる問題	若年無業者の増加	定住外国人支援	保育園等の待機児童の増加	子どもの貧困の増加	生活困窮者の増加	医療費の増加	治安の悪化	生活保護費の増加	社会インフラの老朽化	その他	無回答
全体		472	51.2	42.1	40.9	40.8	36.6	34.8	33.6	32.5	32.4	31.7	30.9	30.8	30.5	29.9	29.8	28.3	28.2	24.5	24.5	21.3	19.4	19.2	17.1	16.7	16.2	14.9	14.4	13.4	9.6	9.4	7.1	4.4
団体の種類別	都道府県	19	78.9	73.7	73.7	68.4	78.9	68.4	73.7	52.6	78.9	73.7	47.4	68.4	73.7	68.4	63.2	63.2	63.2	68.4	57.9	68.4	78.9	68.4	68.4	57.9	68.4	68.4	42.1	47.4	42.1	36.8	21.1	5.3
	市 全体	231	60.2	53.2	49.8	42.4	42.9	36.4	38.5	41.1	45.5	45.9	35.1	41.6	38.1	33.3	30.3	35.5	31.6	32.9	30.3	29.4	30.3	26.8	27.7	23.8	25.1	19.0	19.5	19.0	13.4	11.7	10.0	1.3
	標準財政規模別 100億円未満	28	46.4	50.0	53.6	46.4	39.3	28.6	28.6	42.9	32.1	35.7	35.7	28.6	39.3	39.3	35.7	25.0	28.6	25.0	28.6	14.3	17.9	21.4	14.3	21.4	14.3	7.1	17.9	7.1	10.7	7.1	3.6	0
	100億円 - 150億円未満	54	64.8	46.3	44.4	46.3	42.6	31.5	44.4	46.3	38.9	40.7	35.2	33.3	37.0	24.1	35.2	35.2	31.5	25.9	35.2	24.1	25.9	24.1	20.4	25.9	18.5	11.1	20.4	18.5	7.4	5.6	9.3	1.9
	150億円 - 200億円未満	43	60.5	58.1	41.9	37.2	46.5	41.9	37.2	37.2	48.8	44.2	39.5	41.9	46.5	39.5	27.9	39.5	34.9	32.6	27.9	30.2	27.9	23.3	34.9	23.3	25.6	23.3	18.6	18.6	16.3	14.0	7.0	2.3
	200億円 - 300億円未満	45	60.0	44.4	46.7	28.9	33.3	24.4	24.4	31.1	40.0	40.0	28.9	42.2	22.2	22.2	26.7	35.6	31.1	31.1	24.4	28.9	24.4	24.4	28.9	15.6	22.2	15.6	13.3	13.3	11.1	13.3	11.1	0
	300億円以上	59	62.7	64.4	62.7	50.8	50.8	49.2	49.2	45.8	57.6	61.0	35.6	55.9	44.1	42.4	28.8	39.0	32.2	44.1	33.9	42.4	47.5	37.3	35.6	30.5	39.0	32.2	25.4	30.5	20.3	16.9	15.3	1.7
	町村 全体	214	42.1	30.4	31.3	38.3	29.0	30.8	27.6	24.3	18.7	16.8	26.6	19.2	22.0	24.8	28.5	20.1	24.3	14.0	17.8	12.1	6.5	9.3	5.1	7.9	5.6	8.4	8.4	6.1	4.2	5.6	3.7	7.0
	標準財政規模別 30億円未満	57	40.4	21.1	26.3	35.1	29.8	28.1	26.3	21.1	15.8	10.5	22.8	10.5	14.0	22.8	28.1	15.8	28.1	15.8	17.5	7.0	5.3	5.3	7.0	5.3	3.5	8.8	7.0	7.0	7.0	7.0	5.3	10.5
	30億円～40億円未満	43	34.9	27.9	34.9	41.9	34.9	23.3	39.5	30.2	23.3	16.3	25.6	20.9	20.9	18.6	34.9	25.6	34.9	18.6	18.6	20.9	4.7	18.6	4.7	7.0	4.7	4.7	7.0	9.3	7.0	7.0	0	7.0
	40億円～50億円未満	33	60.6	57.6	45.5	27.3	30.3	24.2	15.2	36.4	18.2	21.2	18.2	18.2	33.3	15.2	30.3	21.2	18.2	12.1	30.3	9.1	9.1	3.0	0	12.1	6.1	9.1	9.1	3.0	3.0	0	3.0	3.0
	50億円以上	72	40.3	29.2	26.4	41.7	25.0	38.9	23.6	18.1	18.1	22.2	30.6	26.4	22.2	31.9	25.0	20.8	18.1	11.1	13.9	12.5	8.3	11.1	6.9	9.7	6.9	9.7	11.1	5.6	1.4	5.6	4.2	6.9
	特別区	7	57.1	71.4	57.1	28.6	42.9	71.4	28.6	28.6	42.9	57.1	28.6	57.1	28.6	42.9	0	42.9	0	71.4	28.6	14.3	42.9	57.1	28.6	42.9	28.6	28.6	28.6	42.9	28.6	28.6	14.3	0

※全体値の値を基準に降順ソート

（出典：「ソーシャルビジネスと社会的インパクト投資に関する自治体アンケート調査 2015年度調査結果報告書」明治大学非営利・公共経営研究所）

（参考）社会的事業を行っていく上での課題

- 社会的事業の課題として、
  - ・運営資金の不足
  - ・人材不足
  - ・経営基盤の弱さ

  が多く挙げられている

協働の相手としてのNPO・社会的事業の課題（地方自治体へのアンケート結果）

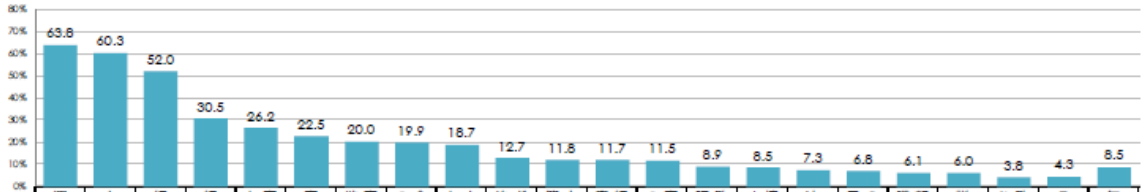

全体値 +10pt以上
全体値 +5pt以上
全体値 -5pt以下
全体値 -10pt以下

		n	運営資金の不足	人材不足	経営基盤の弱さ	経営能力の不足	事業実施体制や実施能力の弱さ	事務能力の不足	事業の持続性や拡大意欲の不足	企画力や事業計画能力の不足	人事管理や人材育成能力の不足	ガバナンス（団体統治）の未確立	文書作成管理やデータ管理能力の弱さ	経営全般に対する責任意識の弱さ	事業に対する責任意識の弱さ	政府の政策・制度への理解不足	情報公開や透明性に関する意識の弱さ	法令順守意識の弱さ	ICTリテラシーの不足	契約の履行責任への意識の弱さ	説明責任意識の弱さ	政府との協働に関心がない	その他	無回答
全体		472	63.8	60.3	52.0	30.5	26.2	22.5	20.0	19.9	18.7	12.7	11.8	11.7	11.5	8.9	8.5	7.3	6.8	6.1	6.0	3.8	4.3	8.5
団体の種類別	都道府県	19	57.9	57.9	52.6	52.6	57.9	52.6	26.3	42.1	52.6	42.1	36.8	31.6	10.5	15.8	15.8	26.3	21.1	15.8	15.8	5.3	21.1	10.5
	市 全体	231	74.9	63.6	64.1	37.7	29.0	30.7	27.3	21.2	26.0	15.2	16.9	13.9	14.7	10.0	10.8	9.1	10.0	8.2	7.8	5.2	5.6	4.3
	標準財政規模別 100億円未満	28	67.9	60.7	67.9	25.0	28.6	17.9	28.6	28.6	25.0	17.9	14.3	7.1	10.7	17.9	10.7	14.3	17.9	7.1	3.6	14.3	0	0
	100億円 - 150億円未満	54	72.2	53.7	53.7	38.9	25.9	22.2	22.2	20.4	22.2	13.0	7.4	14.8	16.7	7.4	7.4	3.7	9.3	5.6	5.6	1.9	5.6	7.4
	150億円 - 200億円未満	43	74.4	69.8	55.8	32.6	34.9	34.9	30.2	18.6	25.6	16.3	16.3	11.6	9.3	9.3	7.0	14.0	9.3	9.3	4.7	2.3	2.3	2.3
	200億円 - 300億円未満	45	80.0	68.9	73.3	42.2	24.4	35.6	31.1	15.6	24.4	8.9	20.0	11.1	11.1	4.4	11.1	4.4	2.2	6.7	11.1	6.7	4.4	2.2
	町村 全体	214	54.2	56.5	41.1	22.9	21.5	13.6	13.6	17.8	10.3	8.4	6.1	8.9	8.4	7.5	5.6	4.2	3.3	2.8	3.7	1.9	2.3	12.1
	標準財政規模別 30億円未満	57	47.4	52.6	33.3	17.5	21.1	12.3	12.3	19.3	10.5	8.8	5.3	10.5	7.0	8.8	5.3	3.5	1.8	8.8	8.8	3.5	1.8	10.5
	30億円～40億円未満	43	51.2	53.5	37.2	18.6	18.6	14.0	7.0	20.9	4.7	7.0	11.6	14.0	14.0	9.3	7.0	7.0	9.3	2.3	4.7	2.3	0	16.3
	40億円～50億円未満	33	57.6	66.7	51.5	33.3	27.3	12.1	15.2	21.2	21.2	6.1	3.0	9.1	12.1	3.0	9.1	3.0	0	0	0	3.0	3.0	3.0
	50億円以上	72	61.1	55.6	43.1	22.2	20.8	13.9	18.1	13.9	8.3	9.7	4.2	5.6	4.2	5.6	4.2	4.2	2.8	0	1.4	0	4.2	13.9
	特別区	7	85.7	100.0	71.4	42.9	57.1	42.9	14.3	14.3	42.9	42.9	14.3	14.3	28.6	14.3	28.6	28.6	14.3	42.9	14.3	28.6	0	0

※全体値の値を基準に降順ソート

（出典：「ソーシャルビジネスと社会的インパクト投資に関する自治体アンケート調査 2015年度調査結果報告書」明治大学非営利・公共経営研究所）

２．ベンチャー・フィランソロピー等を促進していく上での個別課題及び提言

日本におけるベンチャー・フィランソロピー及び社会的インパクト投資の課題①

なぜ日本ではベンチャー・フィランソロピー、
社会的インパクト投資が発達しないのか？

1．ベンチャー・フィランソロピーに関する課題

- ◆ ベンチャー・フィランソロピーが公益法人制度上の「公益目的事業」とし認められるための要件が不明確
- ◆ 公益法人の収支相償原則等により、中長期的・弾力的な資金支援が困難な場合あり
- ◆ 経営支援を行う人材や、ベンチャー・フィランソロピーの仕組みを理解した寄附が不十分

2．社会的インパクト投資に関する課題

- ◆ 資金の受け手の法人格により、制約が存在する資金供給形態が存在

日本におけるベンチャー・フィランソロピー及び社会的インパクト投資の課題②

３．両者に共通的な課題

◆ 資金の受け手が生む社会的インパクトについての情報集約・提供等が不十分であり、真に必要な主体への資金供給も不十分

- なお、休眠預金の活用により、入り口の資金は増加するが、上記のような資金の最終受け手に対する資金供給の問題を解決しなければ、根本的な解決とはならない
- 根本的解決に向けた第一歩として、休眠預金等の活用に関する基本方針等の策定に向け、資金の活用方法として、ベンチャー・フィランソロピーや社会的インパクト投資の重要性を打ち出していくことが必要

◆ 上記の課題は、現行の公益法人制度やNPO法人制度のほか、税制のあり方も含めた非常に多岐にわたるもの

◆ 日本における社会的事業の発展に向け、ここで指摘したような課題を政府全体として検討する体制作りが必要

「公益目的事業」該当性に関する課題及び提言①

1．ベンチャー・フィランソロピーに関する課題

◆ ベンチャー・フィランソロピーが公益法人制度上の「公益目的事業」とし認められるための要件が不明確

- ベンチャー・フィランソロピーの原資は寄附が中心であり（p.18参照）、寄附税制が充実した公益法人等で実施することが効果的

- しかし、公益法人でベンチャー・フィランソロピーを実施するには、必ずしも公益認定の対象となるかどうかが明確でない

- 具体的には、公益認定に当たり、各事業が「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか」を判断するため、事業区分ごとにチェックポイントが示されているが（公益認定等ガイドライン）、ベンチャー・フィランソロピーについては明確に該当する事業区分がなく、具体的にどのような点を満たしていればよいかが不明確

＊ 中長期的資金支援・経営支援を行う事業については、公益認定がなされた事例となされなかった事例が共に存在しており、線引きが不明確

提言１：ベンチャー・フィランソロピーを公益認定等ガイドライン上のチェックポイント上に明確に位置付け、具体的にどのような点を満たしていれば公益認定がなされるか明示

（参考）公益目的事業のチェックポイントについて

- 公益認定等ガイドライン上の「公益目的事業のチェックポイント」においては、公益認定法上の「公益目的事業」に該当する要件である「不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの」に該当するかどうかを判断するための留意点を、17の事業区分について明示

17の事業区分

検査検定	資格付与	講座、セミナー 育成
体験活動等	相談、助言	調査、資料収集
技術開発 研究開発	キャンペーン、 ○○月間	展示会 ○○ショー
博物館等の展示	施設の貸与	資金貸付 債務保証等
助成（応募型）	表彰 コンクール	競技会
自主公演	主催公演	

チェックポイントの例
（検査検定）

① 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか
② 当該検査検定の基準を公開しているか
③ 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか
④ 検査検定の審査に当たって公平性を確保する仕組みが存在しているか（例：個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定）
⑤ 検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか（例：検査機器の定期的点検と性能向上／能力評価の実施／法令等により求められる能力について許認可を受けている）

収支相償原則等に関する課題及び提言①

1．ベンチャー・フィランソロピーに関する課題

◆ 公益法人の収支相償原則等により、中長期的・弾力的な資金支援が困難な場合あり

- 公益法人（公益社団法人、公益財団法人）は、公益認定法により、収支相償原則、遊休財産規制が存在
  - 収支相償原則：公益目的事業に係る収入は、その事業の実施に要する適正な費用の額を超えない（詳細はp.29）
  - 遊休財産規制：年度末時点での遊休財産額は、翌年度に当年度と同程度の公益目的事業を引き続き行うために必要な額まで（詳細はp.30）
- 特に収支相償原則については、基本的に単年度単位になっているなど、非常に厳格に適用
- これらにより、ベンチャー・フィランソロピーが弾力的に実施しにくい状況
  - 過去の投資先から得られたリターン（収入）や新たな寄附を、適切な資金供給対象が見出されるまでプールすることが困難な場合あり
  - 特に、特定の年度に投資先からのリターン（収入）が集中した場合や、規模の小さい（公益事業のうちベンチャー・フィランソロピーの割合が大きい）公益法人において、問題になる可能性が高い。その一方で、損失が生じた場合には次年度への繰越しができない
- なお、収支相償原則については、単に収支がバランスしていればクリアされることから、新規事業を積極的に行わない法人であっても温存される原因となり得る

収支相償原則等に関する課題及び提言②

上記の課題解決に向け、

◆ 新経済連盟においては、収支相償原則の弾力的運用の観点から、

① 単年度の収支相償の例外となる範囲（現状では、将来の公益目的事業の拡大や、公益目的に使用する建物の修繕積立等）の拡大

② 二段階方式（個別公益事業単位での収支均衡と法人の公益活動全体での収支均衡）を一段階（法人の公益活動全体での収支均衡のみ）とする

③ 赤字の繰越しを認める

の３点について政府に提案（2016.12）

◆ これに対する政府回答では、「現行制度下で対応可能」とされているが、特定の条件下でしか該当せず*、また当該条件の緩和が図られているわけでもない

* 具体的には、上記①及び③については、将来の具体的な支出目的、時期、見積額等の明示が可能であるなどの条件をクリアした場合に限り、当該額を収支相償の例外となる積立てとして認められ、また、その積立てによる事実上の赤字の繰越しが認められる。

また、上記②については、複数の公益目的事業を一つにまとめることができれば、一段階方式が可能と政府は回答している。

◆ よりベンチャー・フィランソロピーを推進していく観点からは、さらに根本的な解決が必要

収支相償原則等に関する課題及び提言③

提言２：収支相償原則の、事前規制的手法から事後規制的手法への転換

例えば、公益資金が行う事業のうち、「中長期公益資金供給事業」（仮称）については、以下のような仕組みによることができることとする。

- ５～10年程度の単位で収支を均衡させる計画を策定
  ※ ベンチャー・フィランソロピーによる支援期間は、欧米においては案件ごとに３～６年程度が中心であるが、支援対象によっては、自立に至るまでより長期の支援が必要とされる
- 計画が明らかに達成不可能と認められる場合を除き、本計画の策定をもって収支相償原則を満たしていると事前段階で認定
- 計画期間の経過後、計画が達成ができず（例えば、期間経過後の剰余金が、期間中平均収入の一定割合以上）、かつ、その理由を合理的に説明できない場合、収支相償原則が満たされていなかったものとする

⇒計画策定時にさかのぼり、一般社団・財団法人（非営利型ではないもの）と同様の税制を適用（なお、これのみをもって直ちに公益認定を取り消すこととはしない）

（参考）収支相償原則について

- 公益法人が利益を内部で溜めず、公益目的事業に充てるべき財源を最大限に活用し、無償・格安でサービスを提供する観点から設けられているもの

- ①基本的に単年度での収支均衡、
  ②個別公益事業単位での収支均衡と法人の公益活動全体での収支均衡という二段階の収支均衡
  が求められ、非常に厳格
  ※単年度の収支均衡については、将来の公益目的事業の拡大や、公益目的に使用する建物の修繕積立等に使用する場合には例外が認められているが、限定的

- 各事業年度で生じた剰余金は、原則として翌年度中（特別の事情等がある場合には翌々年度中）に費消しなければならない（なお、生じた赤字については、次年度への繰越しが認められていない）

公益法人の「収支相償」について

○公益法人が利益を内部に溜めずに、公益目的事業に充てるべき財源を最大限活用して、無償・格安でサービスを提供し、受益者を広げようとするものです。
○公益法人が受けている税制優遇の重要な基礎となっています。

収支相償の例

（注）　収支相償の判断は、事業単位（第一段階）と全体（第二段階）の２つが必要（事業がひとつの場合は第二段階からの判定）。下記は、第二段階で判断する場合の例示です。

【収益＜費用】の場合

収支相償を満たしている。

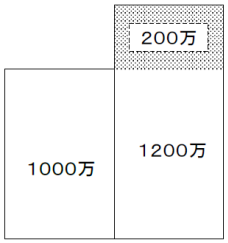

〔公益目的事業会計〕

【収益＞費用】の場合

このままでは収支相償を満たしていない。

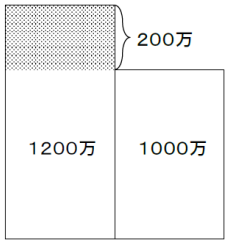

〔公益目的事業会計〕

各事業年度の計算書類等に基づいて、収支の均衡を判定しますが、左記の場合であっても、以下の対応例により、中長期的に収支が均衡することが確認されれば、収支相償を満たすものとされます。必ず翌年度までに無理に費消しなければならないというものではありません。解消計画をじっくり検討していただき、翌々年度に解消することも可能です。

【対応例】
- **特定費用準備資金の積立**
  ex. 将来の公益目的事業の拡大
- **資産取得資金の積立**
  ex. 公益目的に使用する建物の修繕積立金
- **当期の公益目的保有財産の取得**
  ex. 公益目的に使用する什器備品（例：医療機器）の購入　等

（出典：公益法人informationウェブサイト（https://www.koeki-info.go.jp/））

（参考）遊休財産規制について

- 収支相償原則と同様、公益法人が利益を内部で溜めることを防止する観点から設けられているもの（収支相償原則がフローの剰余金が生じることを防止する観点のものであるのに対し、遊休財産規制は剰余金のストックを防止する観点からのもの）
- 公益法人の各事業年度末における「遊休財産」は、翌年度に当年度と同程度の公益目的事業を引き続き行うために必要な額を超えてはならない

遊休財産 ＝ 資産 － 負債・基金 － 控除対象財産（対応する負債分は除く）

（控除対象財産）
- 公益目的保有財産
- 公益目的事業を行うために必要な収益事業等の用に供する財産
- 上記二つの財産の取得・改良のために保有する資金
- 特定費用準備資金
- 寄附等を受けた財産で、その定められた使途に従って使用又は保有しているもの
- 寄附等を受けた財産で、その定められた使途に充てるために保有している資金

（出典：公益法人informationウェブサイト （https://www.koeki-info.go.jp/）等に基づき作成）

経営支援を行う人材に関する課題及び提言

1．ベンチャー・フィランソロピーに関する課題

◆ 経営支援を行う人材や、ベンチャー・フィランソロピーの仕組みを理解した寄附が不十分

- ベンチャー・フィランソロピーにおいては、資金の受け手が自立して経営を行っていけるよう、資金の受け手に対する経営支援を伴うため、以下が必要とされる
  - ✓ 資金の出し手との間で仲立ちをしつつ、コンサルティング、財務・会計、法務等の分野で具体的な支援を行うことのできる専門的人材
  - ✓ 原資となる寄附の多くが、上記人材の人件費に回ることに対する理解

※ Impetus Trust（英国）の場合、原資となる寄附の60%程度が支援人材の人件費に、同10%程度が管理費に回り、純粋に資金支援に用いられる部分は30%程度と言われている。他のVPでも、人件費・管理費が寄附の25-30%程度を占めることが一般的

- 資金支援と経営支援をセットで行うベンチャー・フィランソロピーでは、人件費となる部分についても不可欠かつ本質的な部分であり、寄附者にもそうした理解・認識が必要

⇒これが十分でなければ、ベンチャー・フィランソロピーを前提としたファンドレイジングが困難となるおそれ

- また、経営コンサルティングの専門家等の側についても、ベンチャー・フィランソロピーにおける経験をキャリア上有益な経験と捉え、積極的に自らのスキルを提供していくような機運を醸成していくことが必要

提言３：ベンチャー・フィランソロピーの手法及び効果に対する理解の促進

資金の受け手の法人格と資金供給形態の制約に関する課題及び提言①

２．社会的インパクト投資に関する課題

◆ 資金の受け手の法人格により、制約が存在する資金供給形態が存在

- 社会的インパクト投資は、資金の受け手としては様々なものが該当し（営利・非営利を含む）、また資金の供給手段も多様（直接的投融資、ファンドや仲介組織を介しての投融資 等）

- しかし、資金の受け手が非営利法人（社団・財団法人、NPO法人）の場合、必然的にエクイティ投資の手法は活用できず
  - ベンチャー企業の成長促進のためのエンジェル税制やベンチャー投資促進税制は、ベンチャー企業への投資（株式の取得）を行った投資家（エンジェル税制は個人、ベンチャー投資促進税制は企業）が税制上の優遇を受けられる仕組みであり、投資対象は必然的に株式会社に限定
  - 非営利法人に対しては、欧米の社会的インパクト投資で一般的なエクイティファンドによる資金供給が困難であり、融資の手法によらざるを得ないが、資金提供者に対する経済的リターンは相当程度限定

資金の受け手の法人格と資金供給形態の制約に関する課題及び提言②

- 他方で、資金の受け手が株式会社等の場合であっても、高い社会的インパクトを創出しているのであれば、当該法人に対して認証等を行い、何らかのメリットを与えることで、社会的インパクトの創出を促進していくべき

- 具体的には、欧米で行われている社会的企業の認証制度B Corpや、イギリスの社会的投資減税制度（Social Investment Tax Relief; SITR）なども参考に、制度のあり方について検討を行うべき

提言４：法人格により資金供給形態に制約が生じることのないような関連制度の見直し

（例）・エンジェル税制・ベンチャー投資促進税制と同等の効果を持つ税制を非営利法人に適用、

・高い社会的インパクトを創出している株式会社等の認証制度及び関連する税制優遇についての検討

等

（参考）エンジェル税制について

- 個人投資家（法人は対象外）は、ベンチャー企業への投資時点又は株式売却時点のいずれかにおいて、税制上の優遇措置を受けることが可能

- 優遇措置として、右のいずれかを選択可能であり、それぞれ対象企業の要件は右のとおり

- なお、株式の売却損失については、その年の他の株式譲渡益と相殺可能（損失の繰越も3年間まで可能）

優遇措置A

（対象企業への投資額－2,000円）を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

優遇措置Aの対象となる企業

Ⅰ.創業（設立）3年未満の中小企業者であること

Ⅱ.下記の要件を満たすこと

設立経過年数（事業年度）	要件
1年未満かつ最初の事業年度を未経過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
1年未満かつ最初の事業年度を経過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。
1年以上～2年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。
2年以上～3年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または売上高成長率が25%超で営業キャッシュフローが赤字。

優遇措置B

対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

優遇措置Bの対象となる企業

Ⅰ.創業（設立）10年未満の中小企業者であること

Ⅱ.下記の要件を満たすこと

設立経過年数（事業年度）	要件
1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
1年以上～2年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用含む）が収入金額の3%超。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
2年以上～5年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または売上高成長率が25%超。
5年以上～10年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超。

（出典：経済産業省ウェブサイト（http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/index.html））

（参考）ベンチャー投資促進税制について

- 主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドのうち、経済産業大臣の認定を受けたもの（認定ファンド）へ出資する企業は、認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の８割まで損失準備金に積み立て、損金参入が可能

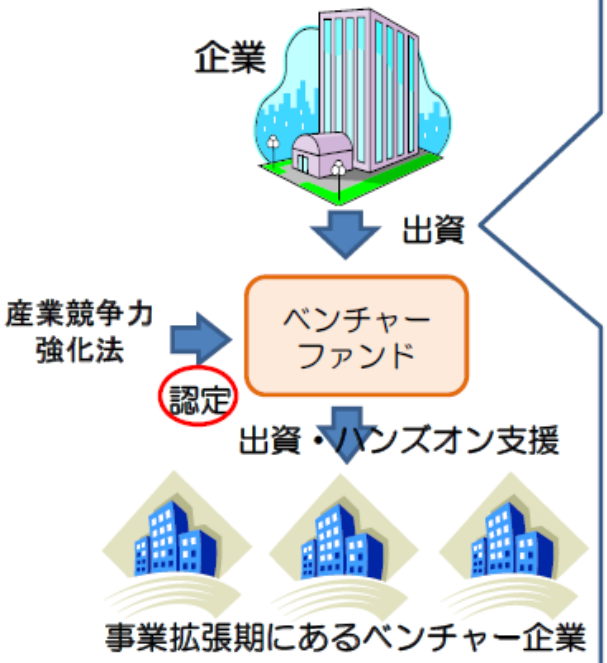

① 企業が、認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の 80% を上限に、損失準備金を積み立て、損金計上する。

② 翌期に準備金をいったん取り崩し益金算入。翌期末に認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の80%を上限に、再度、損失準備金を積み立て、損金計上する（洗い替え方式）。

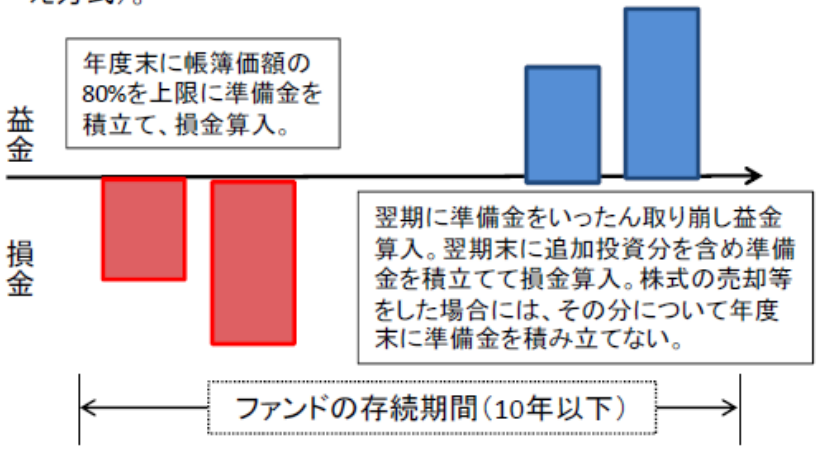

※1回に限り、当初の期間を含め最大で13年まで延長可。

※産業競争力強化法施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月末までの約3年間でファンドを認定。認定ファンドの存続期間中は税制措置が継続。

1

（出典：経済産業省ウェブサイト（http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/venture_kigyou_tax.html））

（参考）B Corpについて

- 高い社会的インパクトを生む社会的企業は、非営利法人（社団・財団法人、NPO法人）のほか、営利法人でも該当し得る
- しかしながら、日本では非営利法人・営利法人に共通した社会的企業の認証制度がなく、このことにより、社会的企業に対する積極的投資を志向するファンド等も、実態上、営利法人である社会的企業をポートフォリオに組み込むことが困難
- 欧米では、民間団体B Labによる社会的企業の認証制度「B Corp」が存在し、対象企業は、資金調達・ブランドイメージ向上のメリットを享受

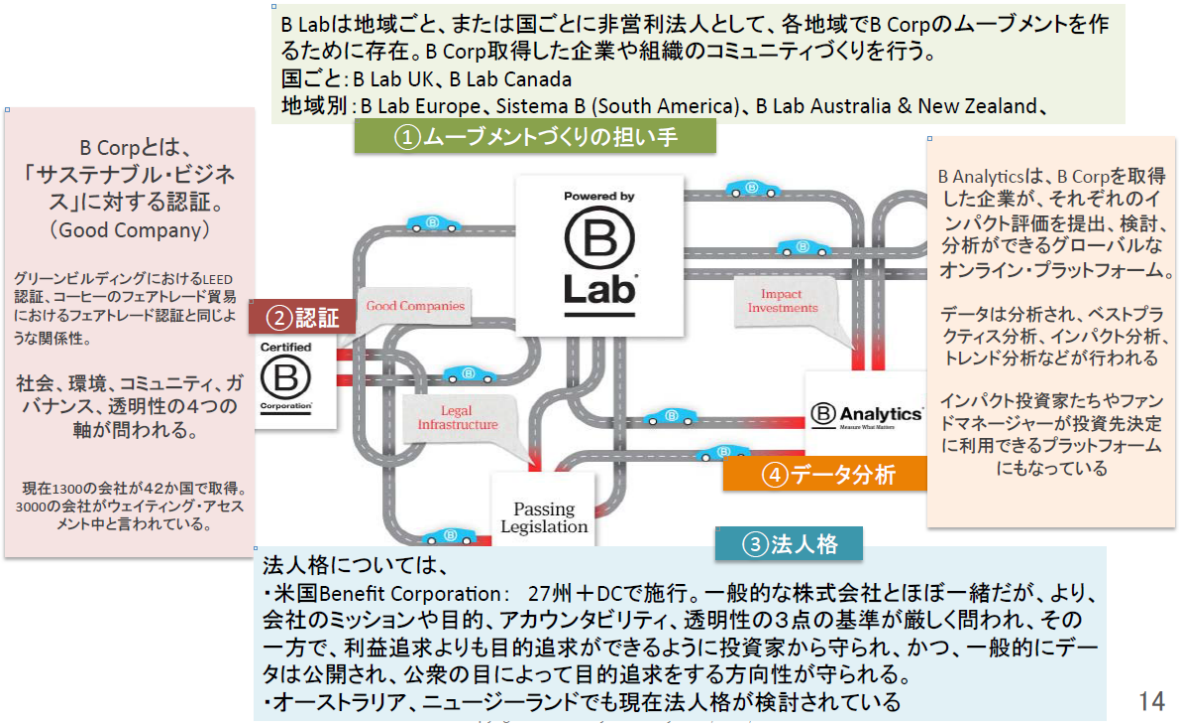

B Corp等について

（出典：第4回「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」資料、2016年1月22日）

（参考）各国等の社会的企業の認証制度等

	Community Interest Company (CIC)	Low Profit Limited Liability Company (L3C)	Benefit Corporation	B Corp
国　等	イギリス	アメリカ（州単位）	アメリカ（州単位）	民間認証
経　緯	利益や資産を地域の社会的課題解決に投資する新たな法人制度として、The Companies Act 2006により創設	慈善・教育関連の目的の推進のため設立される有限責任法人の制度として、2008年にバーモント州で制定	非営利団体B Labの働きかけで、2010年にメリーランド州が社会的利益を創出する営利法人の制度として制定	アメリカに本拠を置く非営利団体B Labが運営する認証制度として、2006年に発足
対象・認定要件	• 設立時及びその後のCommunity Interest Test（設立目的、活動内容、活動の受益者）の充足（これを充足する限り営利活動の制限なし）。設立申請はほぼ認定 • 収益の配当及び残余財産の分配に一定の制限 • 毎年、CIC報告書等を作成・提出	• 事業関連投資（PRI; Program Related Investment）基準への合致（慈善的目的のため活動、利益創出を主要目的としない、政治・立法活動に従事しない） • 収益の8割は事業へ再投資	• 社会・環境に利益をもたらすとの企業目的を定款上に明記 • 社会・環境に関するパフォーマンス全体について、第三者基準に基づき報告（一部の州では不要） • 社会的利益取締役の設置 • 収益分配に制限なし	• 株主のみならず、社会・環境への影響を考慮した経営 • 社会・環境に関するパフォーマンス全体について、第三者基準に基づき報告。一定のスコアを獲得する必要
恩　典	• 社会的投資減税制度（SITR）の対象 • 社会的企業としてのブランドイメージ	• 民間の助成財団（private foundation）が税制優遇を受けるに当たっての慈善目的支出要件を満たす支出先（PRI）として適格 • 社会的企業としてのブランドイメージ	• 取締役が株主以外の非営利的ステークホルダーの利益を考慮しても責任追及されないことが明確化 • 社会的企業としてのブランドイメージ	• 認証主体であるB Labより、マーケティング・資金調達支援等 • 社会的企業としてのブランドイメージ
数	12,433社	8州で約1,300社	31州で関連法成立、7州で準備作業中。5,000社以上	50か国1,914社（日本2社）

（出典：「社会的イノベーションを支えるベンチャー・フィランソロピーの動向」（2016年、日本総研）、「海外における社会的企業についての制度等に関する調査報告書」（2015年、経済産業省委託調査）等を基に作成）

（参考）イギリスの社会的投資減税制度について

- イギリスでは、VCを対象とした減税制度に倣って2014年に導入された社会的投資減税制度（Social Investment Tax Relief; SITR）により、社会的企業に対して投融資を行った個人投資家に対し、大幅な減税措置が設けられている。制度の概要は以下のとおり

【対象とする投融資】

- 以下のいずれかの形態の法人（従業員数500人未満（2017年4月からは250人未満）、資産額1,500万ポンド以下等の要件あり）に行った投資又は融資
  - ✓ Community Interest Company (CIC): 利益を地域の社会的課題の解決に向けて投下する株式会社等。2004年会社法改正により導入
  - ✓ Community Benefit Society（資産の散逸防止措置がなされているものに限る）：コミュニティの利益のために設立されたコミュニティ組合
  - ✓ Charity: チャリティ委員会により資格付与がなされた団体

＊ 投融資資金が土地取引等特定の使途に供される場合を除く
＊ 投融資は3年以上保持することが必要
＊ 各社会的企業ごとに、対象となる投融資は３年間で344,000ユーロまで（2017年4月からは150万ポンドまで）

【減税措置】

- 上記の投融資額の30%相当額を、上記の投融資を行った個人の当年度又は前年度の税額から控除（各個人について減税措置の対象となる投融資額の上限は100万ポンド）
- キャピタルゲイン（上記の投融資から得られたものに限定されない）を上記投融資に振り向けた場合、上記投融資の売却又は償還時まで、キャピタルゲイン課税の繰延べが可能。また、上記投融資に係るキャピタルゲイン課税は免除

＊ イギリスでは、以上のほか、社会的企業に投資を行うファンド等に係る減税措置（Social Venture Capital Trusts Scheme）の導入について検討中

（出典：英国政府ウェブサイト（https://www.gov.uk/）等を基に作成）

社会的インパクトについての情報集約・流通に関する課題及び提言

3．ベンチャー・フィランソロピーと社会的インパクト投資に共通的な課題

◆ 資金の受け手が生む社会的インパクトについての情報集約・提供等が不十分であり、真に必要な主体への資金供給も不十分

- 大元の資金の出し手（寄附者、投資家等）が公益的資金を積極的に拠出するためには、そのためのインフラとして、以下の要件が必要
  - ✓ 資金の受け手が社会にどのような価値を生んでいるか（社会的インパクト）の適切な把握・評価（見える化）
  - ✓ 社会的インパクトについての情報集約、資金の出し手に対する提供（分かりやすく）

ベンチャー・フィランソロピー、社会的インパクト投資に対する国民の理解促進

- 現状では、上記の動きはいまだ十分には浸透しておらず、この動きを加速化していくことが必要

提言５：理解促進の前提となる、社会的インパクトの適切な把握・評価、評価結果に係る情報集約、資金の出し手への適切な情報提供の推進

（参考）日本人の寄附行動と意識について

- ①寄附の使途が明確であり、寄附が社会に役立っていることが実感できること、
  ②寄附先の情報が十分であり、社会的に評価されていること、
  が実現していれば、人々は積極的に寄附

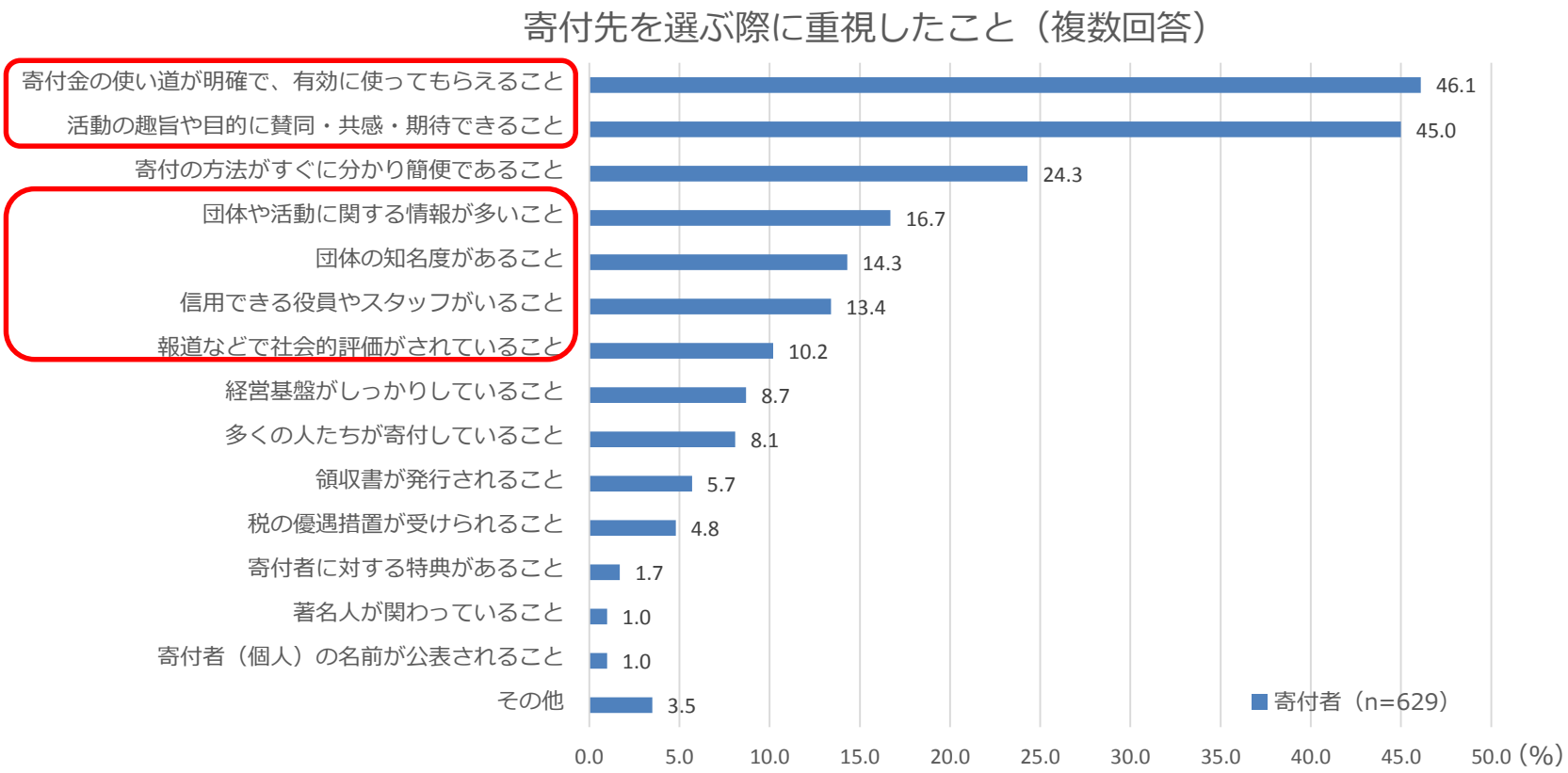

（注）寄付白書における寄付の分類カテゴリー２（自治会・町内会活動、宗教関連など）関連分を除いて集計

出典：「寄付白書2015」日本ファンドレイジング協会、2015年11月を基に作成

（参考）日本人の寄附行動と意識について

- 個人寄附額は、震災のあった年（阪神・淡路大震災（1995年）及び東日本大震災（2011年）に大幅に増加
  ⇒震災時は寄附の使途が明らかであり、被災地・被災者支援という高い社会的意義が感じられるものであることから、寄附が大幅に増加したと考えられる

個人寄附額（世帯ベース）の推移

●個人寄附額（世帯ベース）は、阪神・淡路大震災（1995年）及び東日本大震災（2011年）のあった年には増加した一方で、それ以外の年は、年間約3,000円程度で推移している。

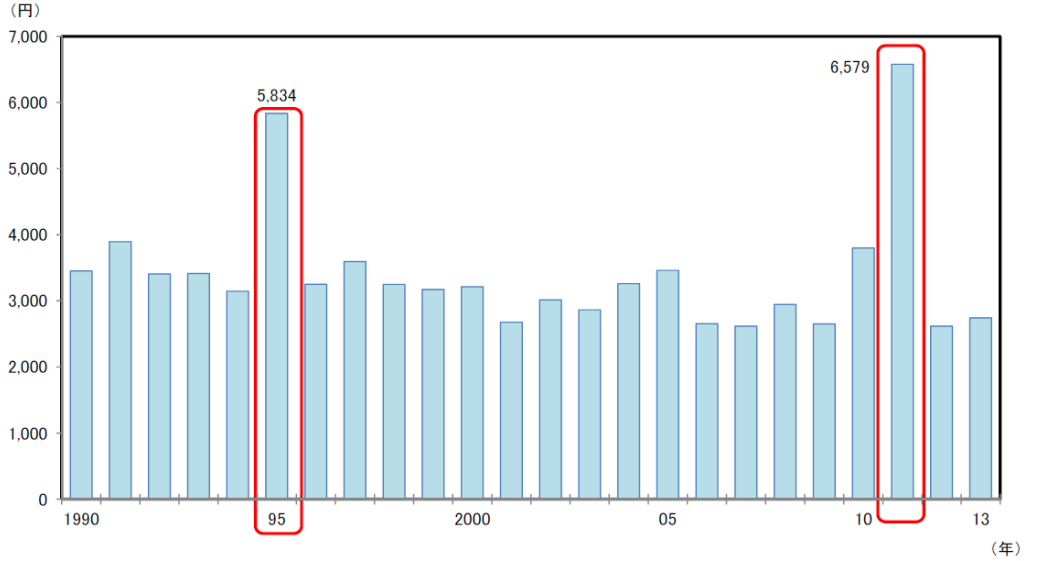

（備考）1. 総務省「家計調査」により作成。二人以上の世帯を対象。
2. 1999年までは農林漁家世帯を除く。2000年以降とは接続しない。

17

出典：内閣府市民活動促進担当作成資料（第1回共助社会づくり推進のための関係府省連絡会議（平成26年6月2日））

（参考）日本における社会的インパクト評価の現状

- 社会的インパクト評価とは、「短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的なアウトカム」（社会的インパクト）を、「定量的・定性的に把握し、当該事業や活動について価値判断を加えること」

（出典：「社会的インパクト評価の推進に向けて」内閣府、2016年3月）

社会的インパクト評価の対象

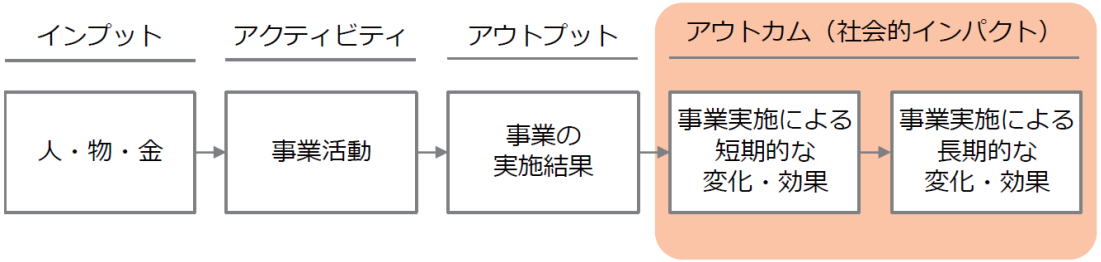

社会的インパクト評価の対象

（出典：「日本における社会的インパクト投資の現状2016」G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会、2016年9月）

- 「社会的インパクト評価イニシアチブ」（注）において、社会的インパクト評価を浸透させるためのロードマップを策定（2017.1）

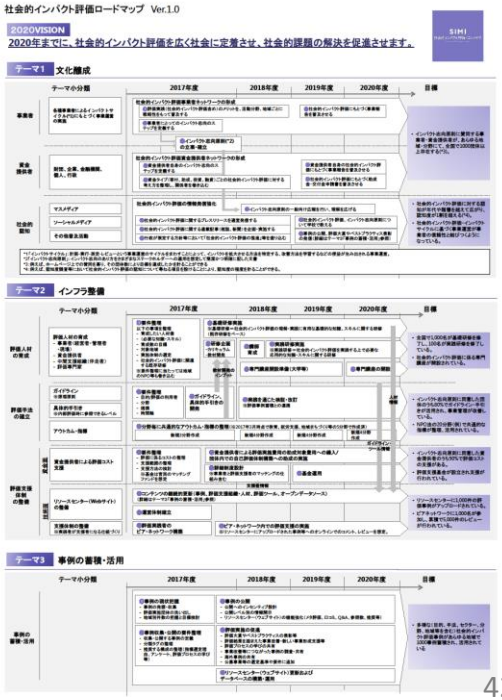

社会的インパクト評価の推進に向けたロードマップVer. 1.0
2017年-2020年

（出典：社会的インパクト評価イニシアチブウェブサイト（http://www.impactmeasurement.jp/））

（注）事業者、シンクタンク・中間支援組織、資金提供者・仲介者、評価者・研究者、行政などが連携して運営する民間主導のプラットフォーム。日本における社会的インパクト評価の普及啓発を目的に2016年6月発足

（参考）休眠預金法の概要①

- 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金法）の成立（2016年12月）により、年間700億円程度とも言われる休眠預金等が、民間公益活動の促進に活用
  - ✓ 法の完全施行は公布から1年6月以内の政令で定める日（2018年1月メド）。法の完全施行後、休眠対象預金の公告等の期間を挟むため、実際の活用は公布から3年程度経ってから（2019年秋頃メド）
  - ✓ 法の完全施行に向け、内閣府に設置される休眠預金等活用審議会において、休眠預金等の活用に関する基本方針等の策定等に向け議論

- 資金使途は以下に限定

①子ども・若者支援　②日常生活困難者支援　③地域活性化支援　④左記に準ずるもの

休眠預金の移管・管理・活用の仕組み

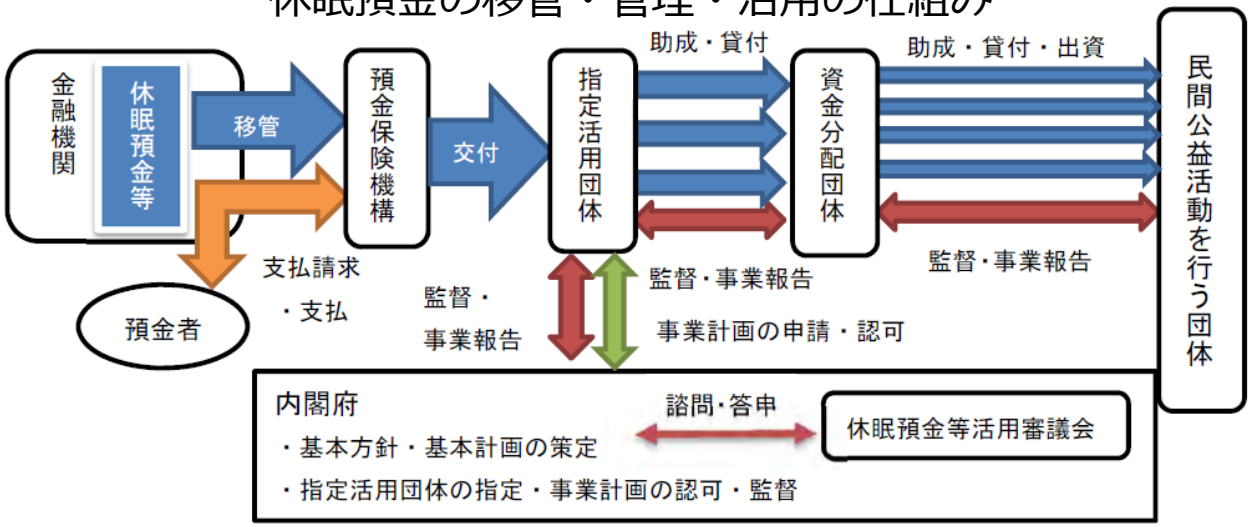

（出典：内閣府ウェブサイト（http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html））

（参考）休眠預金法の概要②

法律成立後のスケジュール（イメージ）

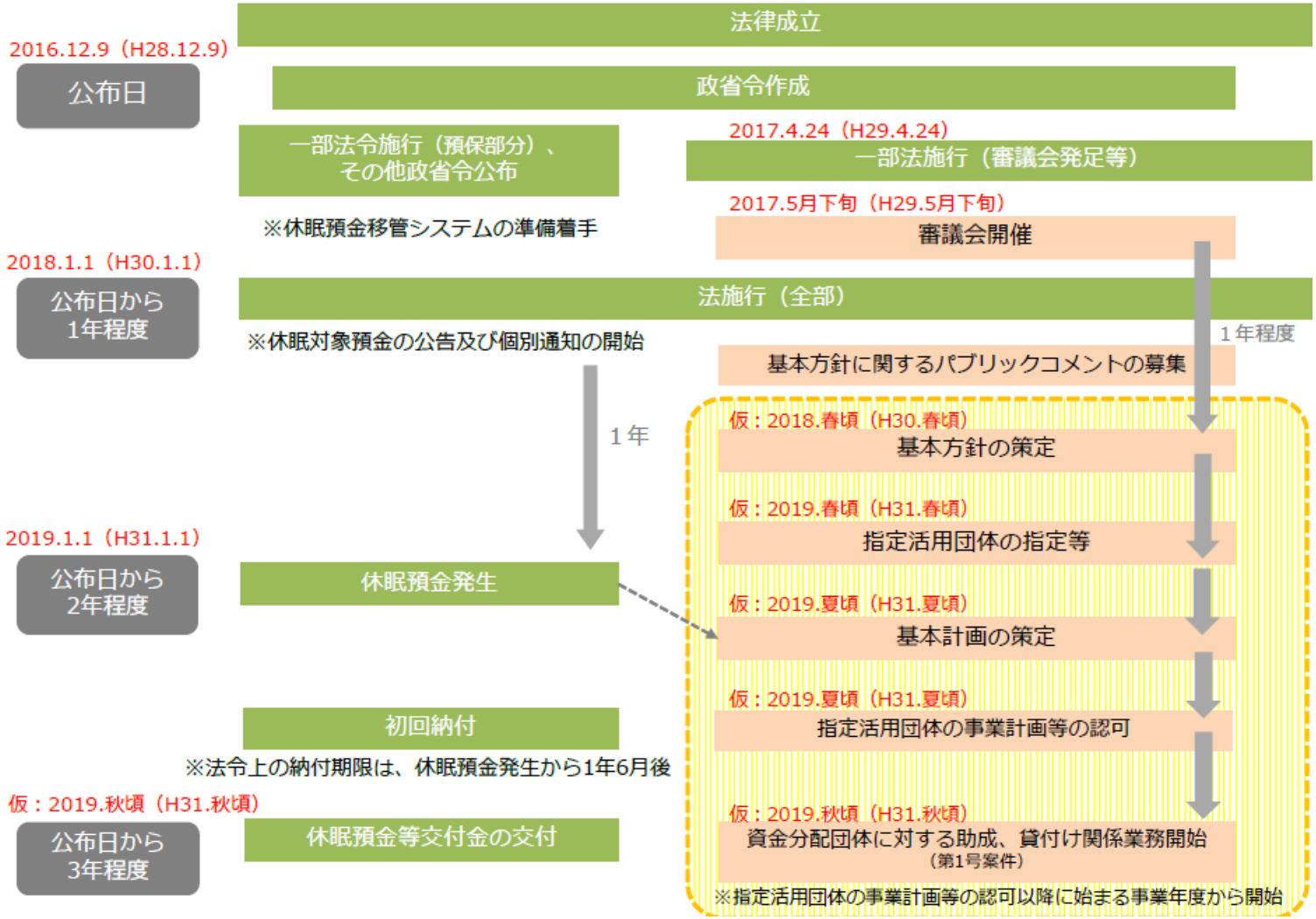

（出典：内閣府ウェブサイト（http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html））

3. 機運醸成のための海外の参考事例

機運醸成のための海外の参考事例

プレッジ1%（Pledge 1%）

- マーク・ベニオフが提唱した「1+1+1フィランソロピー」（株の1%、生産の1%、従業員の労働時間の1%を慈善に振り向ける）を基に、同様の取組を広げていこうという運動。米国のいわゆるTech系の企業を中心に、既に1,500社以上が参加

ギビング・プレッジ（The Giving Pledge）

- 資産家が生前又は死後に資産の半分以上をフィランソロピーに振り向ける誓約（プレッジ）を宣言することを促す運動。ビル・ゲイツ夫妻及びウォーレン・バフェット氏が2010年に提唱し、150名以上の富裕層が参加
- なお、日本でも、各界リーダーが率先して「寄付をする生き方」を選択している姿を示すギビングイニシアチブ（Giving Initiative）が2016年12月に立ち上げられ、2017年3月末で約40名の方々が発起人に名を連ねている

４．課題が解決されることによる経済的効果

課題が解決されることによる経済的効果について①

- 課題の解決により、日本のベンチャー・フィランソロピー等の規模が欧米並みとなった場合（それぞれのGDP比の規模が欧米並みとなった場合）、以下の効果が見込まれる

経済効果		参考値
ベンチャー・フィランソロピー等の拡大		年間約730億円拡大（※１） 【約998億円* ⇒ 約1,730億円】
社会的インパクト投資の拡大		年間約3,580億円拡大（※２） 【約337億円 ⇒ 約3,920億円】
非営利セクター・社会的企業の拡大	非営利セクターの拡大によるGDPへの寄与	年間約7.6兆円拡大（※３） 【約24.2兆円 ⇒ 約31.8兆円】
	社会的企業の拡大による社会的課題の解決	年間約8.4兆円の市場規模（※４）に相当する社会的課題の解決 【約0.2兆円 ⇒ 約8.7兆円】
寄附の拡大		年間約6.6兆円拡大（※５） 【約0.7兆円 ⇒ 約7.3兆円】

＊ 既存の助成財団による助成事業費及びベンチャー・フィランソロピー市場規模の合計

課題が解決されることによる経済的効果について②

※１　日本の助成財団による助成事業費及びベンチャー・フィランソロピー市場規模の合計額の対名目GDP比0.20%が、米国の助成財団による助成総額の対名目GDP比0.35%並みになったと仮定

- 日本の助成財団による助成事業費996億円（2015年度、出典：「日本の助成財団の現状－2015年度調査結果」公益財団法人助成財団センター（http://www.jfc.or.jp/bunseki/bunseki-top/）
- 日本のベンチャー・フィランソロピー市場規模額（出典：「日本における社会的インパクト投資の現状2016」G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会（本書において、2014年当時の社会的インパクト投資市場規模額からベンチャー・フィランソロピー相当分を控除するに当たり、控除額を1.8億円としていることから、この額を引用した。））
- 日本の名目GDP499兆2111億円（2015年）
- アメリカの助成財団による助成総額602億ドル（2014年、出典Foundation Centerウェブサイト（http://foundationcenter.org/）
- アメリカの名目GDP17兆3931億ドル（2014年）

※２　日本の社会的インパクト投資市場規模の対名目GDP比0.007%が、イギリスの社会的インパクト投資市場規模の対名目GDP比0.08%並みになったと仮定

- 日本の社会的インパクト投資市場規模337億円（2016年、出典：「日本における社会的インパクト投資の現状2016」G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会）
- 日本の名目GDP504兆9918億円（2016年、2016年10月IMF推計）
- イギリスの社会的インパクト投資市場規模15億ポンド（2016年、出典：「日本における社会的インパクト投資の現状2016」G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会における狭義（Segment A）の数値）
- イギリスの名目GDP1兆9325億ポンド（2016年、2016年10月IMF推計）

※３　日本の非営利団体付加価値総額の対名目GDP比4.8%が、アメリカの非営利団体付加価値総額6.3%並みになったと仮定（試算に当たってのベースとなる日本の名目GDPは2016年のもの（2016年10月IMF推計））

- 出典（日本の非営利団体付加価値総額の対名目GDP比）：第6回雇用政策研究会（2010年4月16日　厚生労働省）資料
- 出典（アメリカの非営利団体付加価値総額の対名目GDP比）：M. L. Salamon and K. H. Anheier (1994), The Emerging Sector, The Johns Hopkins University （邦訳「台頭する非営利セクター」、今田忠監訳、ダイヤモンド社、1996 年）

課題が解決されることによる経済的効果について③

※４　日本のソーシャルビジネス市場規模の対名目GDP比0.05%が、イギリスのソーシャルビジネス市場規模の対名目GDP比1.73%並みになったと仮定。なお、ソーシャルビジネス市場規模については複数の推計が存在しており、その範囲や定義によって大きな差異が生じる点に留意

- 日本のソーシャルビジネス市場規模約2,400億円（出典：「ソーシャルビジネス研究会報告書」経済産業省、2008年4月）
- 日本の名目GDP501兆2093億円（2008年）
- イギリスのソーシャルビジネス市場規模約270億ポンド（出典：「ソーシャルビジネス研究会報告書」経済産業省、2008年4月）
- イギリスの名目GDP1兆5643億ポンド（2008年）

※５　日本の個人寄付総額の対名目GDP比0.2%が、アメリカの個人寄付総額の対名目GDP比1.5%並みになったと仮定

- 出典（個人寄付総額の対名目GDP比）：「寄付白書2015」日本ファンドレイジング協会、2015年11月

Hello, Future!

新経済連盟

Japan Association of New Economy